

## 赤穂市地域公共交通会議分科会タクシー利活用検討部会規程

### (趣旨)

第1条 この規程は、赤穂市地域公共交通会議分科会規程（以下「規程」という。）第7条第3項の規定に基づき、赤穂市地域公共交通会議分科会（以下「分科会」という。）のタクシー利活用検討部会の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (所掌事務)

第2条 タクシー利活用検討部会は、分科会から付託された事項について、調査又は審議するものとする。

### (組織)

第3条 タクシー利活用検討部会は、委員長、副委員長、委員をもって組織する。

2 委員長及び副委員長は、タクシー利活用検討部会の委員のうちからこれを互選する。

### (会議)

第4条 タクシー利活用検討部会の会議（以下「会議」という。）は委員長が招集する。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ、これを開くことができない。

3 委員長は、タクシー利活用検討部会を主宰し、会議の議長となる。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (関係者の出席)

第5条 委員長は、必要に応じて関係者の出席を求めることができる。

### (報告)

第6条 委員長は、タクシー利活用検討部会における調査及び審議の意見を集約し、その結果について、分科会に報告するものとする。

### (庶務)

第7条 タクシー利活用検討部会の庶務は、規程第8条に規定する事務局において処理する。

### (補則)

第8条 この規程に定めるもののほか、タクシー利活用検討部会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

### 付 則

1 この規程は、平成26年8月1日から施行する。

2 第1回の会議の招集については、第4条第1項中「委員長」を「会長」と読み替える。